

I 食料自給率の向上と食料の安定供給

1 食料自給率の向上に向けた管内の取組

(1) 食料自給率をめぐる状況と国の対応

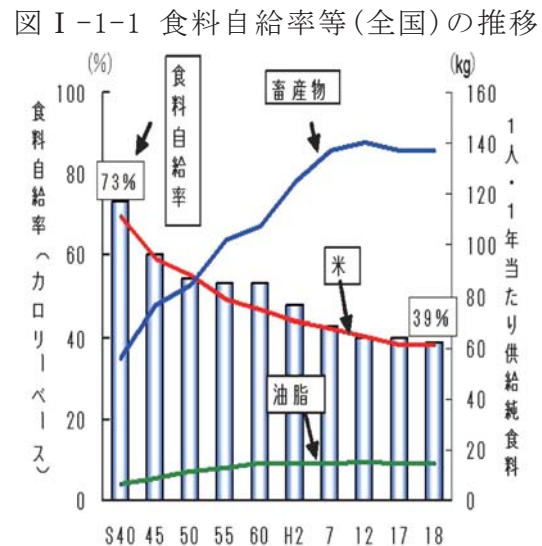
① 食料自給率をめぐる状況

最近の食料をめぐる国際情勢を見ると、開発途上国を中心に世界の人口が増加し、開発途上国が急速な経済成長を遂げるなかで、食料需要が増大するとともに、その内容も飼料作物の生産を必要とする畜産物が増加するなど、需要内容が量的・質的に大きく変化している。また、原油の価格高騰や国際的な環境への関心が高まるなかで、バイオ燃料の需要が増大しており、原料となる穀物の需要が増加し、食料需要との奪い合いが懸念される。

農産物輸入は海外生産時に使用される水資源も一緒に輸入しているといえ（仮想水：バーチャルウォーター）、我が国が輸入農産物の多くを依存する米国や中国等での水不足の懸念は、農産物輸入の不安定要因となる。この農産物輸出国での水不足の懸念に加え、地球温暖化により世界各地で集中豪雨による洪水や

干ばつなどの異常気象が多発しているといわれており、今後、温暖化が進行すれば、大規模な気象変動や砂漠化などによる栽培適地の変化等が世界の農業生産に影響を及ぼすことが懸念されている（下記コラム参照）。

このように、今後の食料需給の不安定性が増すなかで、我が国の食料自給率（平成18年度、カロリーベース）は、食の洋風化等に伴う米の消費量の減少や砂糖類の生産量の減少により、9年ぶりに低下して39%となり、国民の多くが低い食料自給率に不安をいんでいる（図 I-1-1）。



食料の不測時の対応

凶作や輸入の途絶等の不測の要因により食料需給がひっ迫するような場合にも、最低限度の食料供給を確保していく必要があるため、農林水産省では「不測時の食料安全保障マニュアル」（2003年3月）を策定しています。このマニュアルにおいては、事態の深刻度（レベル）に応じて、情報収集・分析・提供、備蓄の活用、価格動向の調査・監視、緊急の増産、熱量効率の高い穀類やいも類への生産の転換、農地以外の土地の利用等の対策を実施することとしています。

我が国は、食料の6割を輸入に頼っていますが、仮に、輸入が完全に途絶する事態に陥ったとき、肉類や野菜から、いも類などの熱量効率の高い作物に生産転換することで、国内生産のみで国民1人1日当たり2,020kcalの熱量供給が可能であると試算されています*1。この熱量で最低限必要な熱量は確保されますが、食事内容は、現在とかけ離れたものになります。

事態の深刻度（レベル）に応じた対策の概要

レベル0	レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合 ・情報収集・分析・提供 ・関係者の取組の促進 ・備蓄の活用と輸入の確保 ・価格動向などの調査・監視
レベル1	特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合 ・緊急の増産 ・標準価格の設定など価格の規制 ・適正な流通の確保
レベル2	1人1日当たり供給熱量が2千kcalを下回ると予測される場合 ・生産の転換 ・割当て・配給及び物価規制 ・農地以外の土地の利用 ・石油の供給の確保

資料：農林水産省「不測時の食料安全保障マニュアル」（2003年3月）

第2部 関東食料・農業・農村の動向

2,020kcalの食事の例



資料：農林水産省「パンフット「いざという時のために」～不測時の食料安全保障について～」

*1 2015年度における農地の見込み面積（450万ha）等を前提に、熱量効率を最大化した場合の試算（食料・農業・農村基本計画（2005年3月策定））

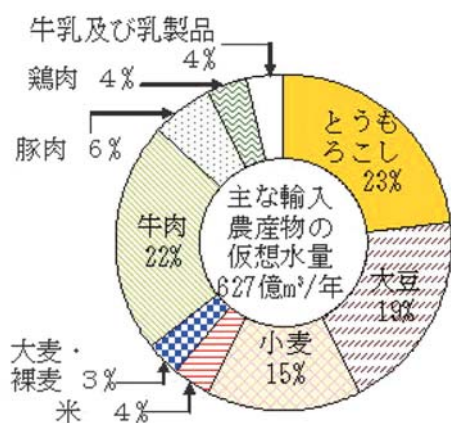
バーチャルウォーター

農産物を輸入するという事は、輸入農産物が海外で生産される際に使用されている水資源も一緒に輸入しているともいえます。このように間接的な形で輸入している水資源を把握する方法として、仮想水（バーチャルウォーター）という考え方があります。これは、ある国が輸入している品目を自国で生産すると仮定した場合に必要な水資源量です。主な輸入農産物（穀物5品目、畜産物4品目）の生産を我が国で行った場合に必要とする仮想水は627億 m^3 （2000年）と試算されており*1、国内の農業用水使用量の552億 m^3 （2004年）*2を上回っています。品目別には、牛肉1kgに20.6t、豚肉1kgに5.9t、大豆1kgに2.5tの水が必要です。

一方、食事メニューごとにみると、例えば、牛丼（並）やカレーライスに必要な水の7割は輸入されている計算になります。

我が国が輸入農産物の多くを依存する米国や中国等で水不足が懸念されており、世界の水資源の問題が私たちの食生活に密接に結び付いていることにもっと目を向ける必要があります。

我が国への品目別仮想水の量（2000年）



食事メニューごとに必要な仮想水の量（1人分）

メニュー	仮想水 (1)	輸入仮想水 (%)
牛丼（並）	1,887 (10.5)	68
カレーライス	1,095 (6.1)	69
オレンジジュース (200ml)	168 (0.9)	89
アイスクリーム	396 (2.2)	79

資料：東京大学生産技術研究所の沖大幹教授等のグループによる試算

注：1) 仮想水の欄（ ）内は、風呂（180l）に換算した場合の杯数

2) 輸入仮想水の割合は、食材に占める輸入割合（自給率は2006年度）から算出

*1 東京大学生産技術研究所の沖大幹教授等のグループによる試算。このほか、沖大幹教授等のグループでは、輸出貨資を生産するために輸出国で実際に消費された水資源量を取水源地別に推計した「ウォーターフットプリント」の試算も行っている。

*2 国土交通省「平成19年版 日本の水資源」

② 食料自給率向上に向けた全国段階の取組

このような我が国の食料自給率の水準を引き上げるため、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）では、政府をはじめとして、地方公共団体、農業者・農業団体、

食品産業事業者、消費者・消費者団体等の関係者が取り組むべき課題が解決された場合に実現可能な姿として、27年度の食料自給率目標（カロリーベース：45%、生産額ベース：76%）が設定された。

その後、この目標の達成に向けて、これら関係者からなる「食料自給率向上協議会」（注1）において、毎年度、食料自給率の向上に向けた具体的な取組内容等を明示した「食料自給率向上に向けた行動計画」を策定し、これに基づく取組を行ってきたが、食料自給率の向上には至っていない。

そこで、19年9月に同協議会では、「食料自給率向上のための集中重点事項の取組について」を定め、自給率への影響の大きい「米」、「飼料作物」、「油脂類」、「野菜」の4つの重点品目について、自給率に関する戦略的広報の実施をはじめとする6つの集中重点事項（注2）の取組を着実に推進していくこととしている。



戦略的広報の新聞広告

（注1）農林水産省ホームページ：「食料自給率向上協議会」のページ

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/jikyuritsu/index.html

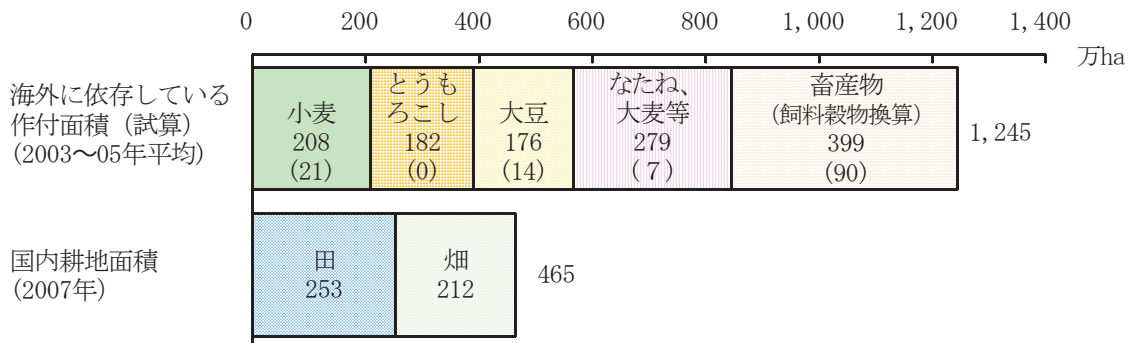
（注2）6つの集中重点事項：①自給率に関する戦略的広報の実施、②米の消費拡大、③飼料自給率の向上、④油脂類の過剰摂取の抑制等、⑤野菜の生産拡大、⑥食育の推進

主な輸入農産物の生産に必要な作付面積は、我が国の耕地面積の2.7倍

我が国の主な輸入農産物の生産に必要な農地面積は1,245万haと試算され、国内耕地面積の2.7倍に相当する農地を海外に依存した形となっている（図）。

このため、不測の事態に備え、平素から農地や農業用水を確保しつつ、農業の担い手の育成・確保、農業技術水準の向上等を図り、食料供給力を強化しておく必要がある。

主な輸入農産物の生産に必要な海外の作付面積



資料：農林水産省「食料需給表」、「耕地及び作付面積統計」、「日本飼養標準」、財務省「貿易統計」、FAO「FAOSTAT」、米国農務省「Year book Feed Grains」、米国国家研究会議（NRC）「NRC飼養標準」を基に農林水産省で作成

注：1）単収は、FAO「FAOSTAT」の2003～05年の各年の我が国の輸入先上位3か国の加重平均を使用。ただし、畜産物の粗飼料の単収は、米国農務省「Year book Feed Grains」の2003～05年の平均。

2）輸入量は、農林水産省「食料需給表」の2003～05年度の平均

3）単収、輸入量ともに、短期的な変動の影響を緩和するため3か年の平均を採用

4）（ ）内は我が国の作付面積（2007年）

第2部 関東食料・農業・農村の動向

(2) 食料自給率の向上に向けた関東農政局の取組

関東農政局では、意見交換会の開催、広報活動等を通じ、「食料・農業・農村計画」の施策に沿って、地産地消、食育、学校米飯給食、米粉の普及、飼料増産・食品残さの飼料化等の推進を図ることにより、食料自給率の向上に向けた国民の理解醸成に取り組んだ(表 I-1-1)。

表 I-1-1 食料自給率の向上に向けた関東農政局の主な取組

食料自給率の向上に対する理解醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村長懇談会」等で、食料自給率向上に向けて意見交換を実施 ・「食料自給率向上に資する優良取組事例」の収集及びその情報発信
地産地消	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の推進について関係者間での情報共有と連携 ・地域における地産地消の実践的な計画(「地産地消推進計画」)の策定主体等を会員とする「関東農政局管内の地産地消に関するネットワーク」において、会報を発行 ・優良事例(「学校給食における地産地消の取組事例」、「地産地消推進計画の策定地域の取組事例」等)の収集及び情報発信、表彰
食育	<ul style="list-style-type: none"> ・「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の啓発・普及に向けて、食に関心のある方や食育を実践している方々の相互連携の強化 ・地元産食材や料理を使った「地域版食事バランスガイド」(栃木県、東京都、神奈川県、静岡県)の策定の推進 ・食育シンポジウムの開催
学校米飯給食	<ul style="list-style-type: none"> ・学校米飯給食の実施回数が週3回に達していない市区町村に、農政事務所長等が出向き、首長らと実施回数の増加に向けて意見交換を実施
米粉の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・関東米粉普及推進協議会の開催 ・さいたま新都心合同庁舎食堂での米粉パンを月1回、定期的に販売。あわせて管内農政事務所において、料理教室の開催により普及・啓発を実施
飼料増産・食品残さの飼料化	<ul style="list-style-type: none"> ・「関東地域飼料増産及び食品残さ飼料化(エコフィード)合同会議」等を開催し、飼料増産に向けて、稲発酵粗飼料の生産・利用拡大やエコフィード等未利用資源の利用推進などの取組について検討

(3) 管内都県の農業振興ビジョン等における食料自給率向上に向けた取組

管内で食料自給率全国平均39% (18年度、カロリーベース) を超えているのは茨城県、栃木県、長野県の3県となっている (表 I-1-2)。

管内都県の農業振興ビジョン等において、各都県の食料自給率目標等を設定しているのは20年3月末現在、6都県となっている (表 I-1-3、表 I-1-4)。

これら6都県のうち、栃木県では、その実現にむけて稲、麦、大豆を食料自給率向上に寄与する重要な土地利用作物として位置付け、関係者で組織した「栃木県稲麦大豆安定生産推進会議」を中心に生産振興を図っている。

表 I-1-2 管内各都県の食料自給率の現状 (単位: %)

	カロリーベース		生産額ベース
	17年度 (確定値)	18年度 (概算値)	17年度 (確定値)
全 国	40	39	69
茨城県	72	70	124
栃木県	75	72	120
群馬県	34	34	92
埼玉県	11	11	22
千葉県	29	28	73
東京都	1	1	5
神奈川県	3	3	14
山梨県	20	20	92
長野県	53	53	120
静岡県	18	18	55

資料: 農林水産省「食料需給表」

表 I-1-3 管内各都県の農業振興ビジョン等と食料自給率目標等の設定状況

都県名	策定時期	農業振興ビジョン等名	食料自給率目標等の設定状況	
			カロリーベース	生産額ベース
茨城県	H18年3月	茨城県農業・農村振興計画'06-'10 ～いばらき農業“元気アップ”宣言～	カロリーベース: H16年度*72% →H22年度見通し*73% →H27年度見通し*75% 注: 数値 (%) は国が示している試算式による。	
栃木県	H18年3月	とちぎ“食と農”躍進プラン～首都圏農業の新たな展開～	カロリーベース: H13～15年度平均76% →H22年度目標78% →H27年度見通し80%	生産額ベース: 117% →120% →123%
群馬県	H18年3月	群馬県農業振興プラン2010	生産額ベース: H15年度 93% →H22年度目標100%	
埼玉県	H16年3月	埼玉県民の健康と暮らしを支える食料・農業・農山村ビジョン	カロリーベース: H14年度12% →H22年度目標15%	
千葉県	H18年3月	あすのちばを拓く10のちから (改訂版)	—	
東京都	H18年6月	東京農業振興プランの中間評価と今後の地域別取組 ～新たな農業振興プランに向けて～	※品目別食料自給率 野菜自給率 (うち緑黄色野菜): H16年 7.5% (6.4%) →H22年 6.1% (6.4%)	
神奈川県	H17年3月	かながわ農業活性化指針 ～県民の豊かな生活を支える都市農業をめざして～	※品目別食料自給率 米自給力: H14年度15,800 t (22万人分) →H27年度16,400 t (24万人分) 牛乳: 88,551t (224万人分) →92,300t (234万人分)	
山梨県	H19年12月	やまなし農業ルネサンス大綱	—	
長野県	H19年9月	長野県食と農業農村振興計画 ～食と農が織りなす 元気な信州農業～	—	
静岡県	H18年3月	静岡県農林水産業新世紀ビジョン2001-2010【2006改定版】	—	

資料: 関東農政局調べ

注: 「あすのちばを拓く10のちから (改訂版)」は、農業振興ビジョン以外も含む県政総合ビジョンである。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

表 I-1-4 平成19年度の県農業振興ビジョンの実現に向けた取組事例

取組事例	県農業振興ビジョンの取組目標・成果	取組の内容
茨城県：「茨城県農業・農村振興計画'06-'10」（H18年3月策定）		
消費者から信頼される産地づくりと環境と調和した農業の仕組みづくり	県産品販売コーナーを設置する量販店や県産品のメニューを提供する指定店舗数 H16 115店舗 →H20実績 212店舗 →H22 200店舗	県内消費者を「いばらき農産物サポーター」として登録（803名）し、産地交流会などにより本県農産物の理解促進を図った（広報誌等による情報提供2回、産地交流等10回）。 年間を通して本県産品を積極的に扱ってくれる店舗を県産品指定店とし、県産品を購入できる機会の拡大を図った。  産地交流会でのさつまいも料理教室の開催
	飼料自給率向上のための自給飼料の増産や稲わらの飼料利用の拡大 飼料用稲の作付け面積 H16 161ha →H19 252ha	自給飼料の増産を図るため県飼料増産会議、地域飼料増産会議を開催し、飼料の増産に向けた様々な取組を実施。 特に飼料用稲について、関東農政局と連携した関東地区の飼料用稲現地検討会をはじめ県内各地で普及に努めた。
栃木県：「とちぎ“食と農”躍進プラン～首都圏農業の新たな展開～」（H18年3月策定）		
GAP導入による農産物の安全・安心対策の推進	GAPに取り組む生産組織数 H16 0件 →H19実績 48件 →H22 15件	県内の生産組織に対してGAPの導入を支援した結果、県内のいちご及び麦の全生産組織が20年産から取り組むこととなった。 衛生帽を着用したいちごパック詰め作業 
地産地消の推進	地域の地産地消推進方針の策定 H16 1方針 →H19実績 25方針 →H22 27方針	「地産地消」、「食育」、「都市農村交流」の取組を一体的に広く県民へPRするため、県農政部と農業団体等が中心となり、「とちぎ”食と農”ふれあいフェア2007」を10月に開催した。
群馬県：「群馬県農業振興プラン2010」（H18年3月策定）		
農地・水・環境保全向上対策	地域住民が管理に参画する農地面積 H19実績 8,810ha →H22 20,000ha	群馬県農地・水・環境保全向上対策フォローアップ会議を設置し、県と市町村が連携し、対策の推進及び活動組織のフォローを行った。 また、他の模範となるような質の高い共同活動を行った活動組織を表彰し、各活動組織の質の向上を図った（平成19年10月に3活動組織を表彰）。  農業用水路の清掃作業

<p>「新鮮！安心！ぐんまの日（地産地消の日）」の制定</p>	<p>ぐんま地産地消推進店 認定件数 H16 57件 →H19 204件 (H20年3月末現在) →H22 200件</p>	<p>消費者、流通・加工・外食関係者、生産者が、地産地消に一齊に取り組む日として、県と「ぐんま地産地消県民運動推進会議」が地産地消の日を制定した。 【期日】毎月第1日曜を含む金～日曜日 【ネーミング(公募)】新鮮！安心！ぐんまの日 また、地産地消の日の趣旨に賛同する県内の店舗等（地産地消推進店をはじめとする小売店・飲食店・ホテル等）が、地産地消の日に合わせてイベント等を開催した。</p>	 <p>農産物売り場での「新鮮！安心！ぐんまの日」の、のぼり旗の掲揚</p>
<p>埼玉県「埼玉県民の健康と暮らしを支える食料・農業・農山村ビジョン」(H16年3月策定)</p>			
<p>700万県民の健康を支える食生活の実現 健全でバランスのとれた食生活の実現</p>	<p>学校給食における地場産農産物の利用品目数 H14 625品目 →H18実績 784品目 →H22 805品目</p>	<p>地産地消を通じた食育を展開するため、市町村が中心となって関係者の調整を行う供給ルートづくりや農産物のPR活動を支援した。 また、農林振興センターでは、学校給食用の地場産農産物を生産する産地の育成に努めた。</p>	
<p>食卓と産地をつなぐしくみの強化 地産地消を進める流通・販売体制の充実</p>	<p>有人農産物直売所数 H13 265か所 →H18実績 273か所 →H22 300か所</p>	 <p>農産物直売所での地場農産物の販売</p>	<p>県では、地域で生産された農産物を地域に安定的に供給し、消費できるよう産地直売など、多様な流通・販売経路を整備・充実するため、多様な販売方式の開拓や多彩な品揃えを提供できる農産物直売所の機能充実を図った。 18年度は、3年前と比較すると、直売所数で6か所、販売額で49億円増加し、総額232億円となっている。また19年度は、JA埼玉ひびきの児玉農産物直売所の整備支援を行った。</p>
<p>意欲あふれる担い手の育成 優れた農業経営体の育成</p>	<p>農業所得1,000万円を達成している農業経営体(累計) H14 2,353経営体 →H18実績 2,621経営体 →H22 2,900経営体</p>	<p>他産業と遜色ない、1,000万円の所得を得る経営体を育成するため、普及指導員がマンツーマン指導により、試験研究機関と連携した革新的技術の導入、加工部門の新設による経営の多角化や販売ルートの開拓支援等の個別課題解決に重点を置いた経営支援活動を行った。 また、アグリベンチャーモデル経営集団支援事業を実施し、革新的なアイデアや優れた技術力により、先駆的な高収益農業を実現するアグリベンチャー展開の支援を行った(19年度は3事業主体)。</p>	 <p>作業能率が高い、水稻ロングマット田植技術の導入</p>
<p>神奈川県「かながわ農業活性化指針～県民の豊かな生活を支える都市農業をめざして～」(H17年3月策定)</p>			
<p>地産地消・食育の推進</p>	<p>地産地消による農業の振興 →H19実績 2か所</p>	<p>「大型直売センター整備支援事業」 中小規模農業者をはじめとした地域農業者の意欲向上、産地の活性化、耕作放棄地発生抑制及び県民が求める県内産農産物を供給するため、農協が行う大型直売センターの整備に対して支援を実施した。</p>	

第2部 関東食料・農業・農村の動向

<p>担い手の育成確保</p>	<p>多様な担い手の育成確保 →H19実績 1か所</p>	<p>「組織経営体による水田農業施設整備支援事業」 水稲の農作業受託組織を育成し、耕作放棄地の増加や地域農業の活力の低下を防ぐとともに、平塚市東部（城島、豊田、大野、神田地区）の受益地における米のJA集荷率の向上等を図るため、乾燥調整や共同育苗施設の整備に対して支援を実施した。 「野菜産地等活性化事業」 農産物を低コストで安定的に供給するため、低コスト耐候性ハウスの整備に助成した。</p>	 <p>育苗・乾燥調整施設 (ライスセンター)の整備</p>
<p>地産地消・食育の推進</p>	<p>地産地消による農業の振興 食と農の理解促進 H19実績 食材提供回数 23校延べ45回 食育授業への参画 2校 各2回</p>	 <p>小学校児童による豚の検診体験</p>	<p>「給食残さ有効活用食育モデル事業」 小学校等から発生する給食残さを飼料化し、養豚農家で豚に与え、生産された豚肉を加工して給食に提供するという食の循環を確立し、地産地消の推進を図った。 あわせて、この過程の紹介を通じて、資源や命の大切さを児童に学んでもらった。</p>
<p>静岡県：「静岡県農林水産業新世紀ビジョン2001－2010【2006改定版】」（H18年3月策定）</p>			
<p>豊かな農林水産物の安定供給 農業産出額 H16 2,605億円 →H18実績 2,443億円 →H22 2,900億円</p>		<p>ビジネス経営体を核とした農業構造の構築 農業生産に占めるビジネス経営体シェア H16 12.7% →H18実績 20.4% →H22 30%</p>	
<p>産地構造改革計画の策定推進</p>	<p>産地構造改革計画の策定 件数 H17 0件 →H19 107件 →H19 120件 (H20年3月末現在)</p>	<p>産地自らが5年後の目指す姿を示した「産地構造改革計画」の策定を推進し、この目標の実現に向け、ビジョン地域計画に位置付けた重点支援や強い農業づくり交付金事業等の活用を推進している。</p>	
<p>農産物の戦略的ブランド産地形成</p>	<p>本県農業産出額の約40%を占める茶、米、いちごについて、今後の農業生産の新たな方向性を明確にし、新技術の導入や関係機関及び実需者等との連携により「戦略的ブランド産地形成」を目指す。</p>		
<p>売れる「しずおか新銘茶」づくり推進事業</p>	<p>取組モデル地区数 →H19実績 3地区 →H22 5地区</p>	<p>19年度から、牧之原市、川根本町、掛川市をモデル産地として、県、JA、市町、生産者からなる協議会を設置し、香りや味などに特徴のある「しずおか新銘茶」づくりに取り組んでいる。</p>	
<p>「極の米」産地ブランド育成事業</p>	<p>取組地区数 →H19実績 7地区 →H21 8地区</p>	<p>19年度から「極の米産地ブランド育成推進委員会（県、JA経済連、JA中央会、JA）」を組織し、水稲生育診断システム「アグリビュー」の導入による玄米タンパク質含有量の測定を行い、極めて食味の良い「極（きわみ）の米」づくりを推進した。</p>	
<p>「紅ほっぺいちごブランド確立事業」</p>	<p>紅ほっぺの農協共販面積シェア H16 10% →H19実績 75% →H19 100%</p>	<p>「しずおか紅ほっぺブランド推進実行委員会（県、JA経済連、JA、実需者）」により県内のいちご品種を、「紅ほっぺ」に転換するとともに「紅ほっぺ」のブランド産地化への取組を行った。</p>	

資料：関東農政局調べ

(4) 米消費拡大の取組

① 米飯学校給食推進の取組

東京都、神奈川県で米飯学校給食の実施回数が増加

ア 米飯学校給食の現状

国民の生活水準が向上し、食生活が一般的に豊かになるなかで、子どもの体位は向上してきたが、他方で、不規則な食事や偏った食事内容から生じる栄養のアンバランスにより、子どもの健康障害が生じているとの指摘がある。具体的には、ライフスタイルの変化に伴い子どもだけで食事をするいわゆる「孤食」や朝食抜きで登校する「欠食」、また、糖尿病や肥満、貧血の発生、さらに集中力の欠如などの問題があげられる。

このような状況のなか、平成17年に「食育基本法」が施行され、国民全体が「食」に関する考え方を育て、健全な食生活の実現を図ることが求められ、学校や家庭において食育に対する期待や関心が年々高まっている。

学校給食は、食育として生きた教材を提供する場であり、特に「米飯給食」は、栄養バランスを考えた上でも献立がたてやすく、食料自給率の向上を図り、日本農業及び日本型食生活の重要性を啓発するうえでも、欠かすことのできないものとなっている。

国公立学校において完全給食（注）を実施している学校のうち、米飯学校給食を実施している学校数の割合は、18年5月1日現在、管内では99.9%（全国99.7%）となっており、この実施校における18年度の実施回数は、全国平均で2.9回となっている（表 I-1-5）。関東農政局管内の実施状況についてみると、大消費地において全国平均を下回っている状況にあるものの、17から18年度にかけて東京都で2.6から2.7回へ、神奈川県で2.1から2.3回へと実施回数を増加させており、19年度では、栃木、群馬、埼玉、神奈川、山梨、静岡の各県で前年度からの増加が見込まれる。

（注）完全給食とは、給食内容がパンまたは米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう（学校給食法施行規則第1条）。

表 I-1-5 管内都県の米飯学校給食の推移

(単位：回数/週)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
茨城	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
栃木	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
群馬	2.6	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8
埼玉	2.6	2.6	2.6	2.7	2.6	2.6
千葉	3.1	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2
東京	2.4	2.4	2.4	2.5	2.6	2.7
神奈川	1.8	2.1	2.1	2.1	2.1	2.3
山梨	2.8	2.8	2.8	2.8	3.0	2.9
長野	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
静岡	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8
全国	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9

資料：「米飯給食実施状況調査」文部科学省

第2部 関東食料・農業・農村の動向

イ 米飯学校給食推進の取組

米飯学校給食の実施は、市区町村に委ねられており、関東農政局では管内の都県・市区町村の首長等に、食料自給率の向上、日本の農業の現状や日本型食生活の重要性等を説明し、米飯学校給食の実施回数の増加を要請してきた（19年度での要請回数は、都県延べ31回、市区町村延べ228回）。

また、19年11月から12月にかけて、実施回数で伸び悩む都市部をターゲットに東京都、神奈川県、埼玉県で食育啓発協議会（食育推進の全国団体、事務局：全国農業協同組合中央会）主催、農林水産省後援による「ごはんで給食フォーラム&メニュー講座」が開催された。

このフォーラムは2部構成で、第1部では、栄養教諭・学校栄養職員をはじめ学校給食関係者の参加により、食育の専門家からごはんを中心に据えた食育が日本人の最良の教材であること、学校給食が食育等で担う大きな役割などについての講演、さらに料理研究者によるごはん給食メニューの調理実演、試食が行われた。

第2部では、保護者・一般の方が加わり、子どもの手作りによる「弁当の日」の取組、子ども達に伝えたい日本食の素晴らしさなど、健康や食育をテーマとする講演が行われた。

また、「米飯給食」、「食育」、「家庭・学校・地域の連携」などをテーマにパネルディスカッションが行われ、出演者、参加者と会場全体で子どもの健やかな成長のために何をすべきか意見交換が行われた。



ごはんで給食フォーラム&メニュー講座
におけるパネルディスカッション

② 米粉食品の普及・推進の取組

ア 米粉普及の意義・体制と普及状況

増える米粉使用量、用途広がる米粉食品

(ア) 米粉普及の意義

米は粒食に加え、和菓子・もち・団子といった米粉を使った粉食があるが、これら従来からの米粉食品は嗜好食的な利用にとどまり、我が国の伝統的な食文化のなかでは「お米＝ご飯」という考え方が強い。このような状況のなか、パンづくりにおいて、微細粒分化した米粉に小麦粉たんぱく質のグルテンを混ぜ合わせることによって、小麦粉パンと味、食感等において遜色がないうえに、米粉特有の「もちり・しっとりなめらかな食感」を有する米粉パンができるようになった。このように米の粉碎技術の進歩により、米粉の用途も従来の利用にとどまらず、パン・麺・ケーキなどこれまで小麦粉だけで作られていた製品へと広がってきている。

米の1人当たり消費量が昭和37年度の118kgをピークに減少を続け、18年度には61kgとほぼ半減している。このような状況において、主食としての粒食の復権を図ると同時に、これまで米粉が使われていなかった新しい分野で製品を開発し普及することは、食料自給率の向上を図るうえで極めて重要な取組である。

(イ) 米粉普及の体制

関東農政局では、米粉食品の普及推進を図るため、15年6月に「関東米粉食品普及推進協議会」(20年3月末現在389会員)(注)を設立した。また、16年度以降、各都県段階で米粉食品の普及推進を図る、「米粉利用食品普及推進協議会」等(以下「都県協議会」という。構成員：米麦加工食品製造業者、学校給食関係者、農業団体及び行政関係者等)が組織されている。

「関東米粉食品普及推進協議会」では、米粉の利用促進・啓発等に必要な情報交換等を行うため、18年度から毎月2回を目途に「米粉メールマガジン」を会員向けに配信するとともに、各都県協議会が実施する料理教室やイベントでの出店情報を掲載し、会員間での情報受発信の場としている。

(注)「関東米粉食品普及推進協議会」では、米粉食品の普及推進に賛同する個人及び法人会員を募集している。照会先は、関東農政局食糧部消費流通課(直通：048-740-0109)。

関東農政局ホームページ「米粉情報」(<http://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/syouhi/komeko/index.html>)参照。



米粉食品の数々

第2部 関東食料・農業・農村の動向

(ウ) 米粉普及の状況

米粉パンをはじめとした米粉食品の普及推進の取組や同食品への関心の高まりにより、全国の米粉パン用原料米使用量は、17年3千トンから18年6千トンへと倍の伸びを示している（農林水産省調べ）。また、19年8月に関東農政局が、関東米粉食品普及推進協議会会員の米粉食品製造者約120業者を対象に行なった米粉使用量調査（小麦粉代替の新用途分）でも、使用量が17年約900トンから18年約1,100トンへと増加するとともに、米粉の用途がパン、めん、パスタ、洋菓子、おやき、餃子、ピザなどと広がりを見せている。

イ 普及啓発の取組

各地で「美味しい」との感想があがる、米粉料理教室、試食・販売等を実施

関東米粉食品普及推進協議会では、各都県協議会と農政局、農政事務所との緊密な連携のもと、19年度に各地で約90回、米粉料理教室を開催した。小学生から大人まで延べ約2,900人が米粉パン、米粉洋菓子、米粉水餃子等を作る講習を受講した。参加者からは、「美味しかった」、「割と簡単にできた」といった感想が寄せられるなど、好評であった。



ピザ



水餃子



料理教室（TEPCO SONIC）



米粉食品PR現場

また、地域で開催された約100回の市民祭り、農業祭、消費生活展等へ各都県協議会、農政局、農政事務所が参加し、延べ約35万人の来場者に対し、米粉食品の普及のためのパネル展示、啓発チラシ配布、試食・販売等により、米粉食品のPRを行った。さらに、官民一体となった取組の推進を図る観点から、各都県において都県協議会員と農政局、農政事務所等との間で、「現状分析や今後の取組等」についての意見交換等を18回実施した。意見交換では、「販売場所を増やす取組が必要」といった意見が出された。

ウ 販売場所拡大等の取組

米粉食品をもっと消費者・児童の元へ

(ア) 販売場所拡大の取組

米粉普及・推進に向けた課題として、①米粉食品の販売場所が少ないこと、②米粉価格が高いことが各種調査や意見交換であげられている。

そこで、各都県協議会において、農産物直売所、道の駅等での販売などの取組が行われている。関東農政局では、農政局ホームページ「米粉情報」(<http://www.maff.go.jp/kan-to/syokuryou/syouhi/komeko/index.html>)において、これら取組を「米粉食品店舗ガイド・米粉料理レシピ集」、「米粉食品の商品紹介」として取りまとめ、販売場所を紹介している。

また、国の官署においては、さいたま新都心合同庁舎 2 号館 1 階食堂（西洋フード・コンパスグループ(株)さいたま新都心カフェ）で、埼玉県米粉利用食品推進連絡会員の協力のもと、19年6月から月1回（毎月第二木曜日）、定例販売を開始した。回を重ねるごとにリピーターが増えてきている（横浜第二合同庁舎第一食堂では、神奈川県米粉食品普及推進協議会の協力のもと、試験販売を行い、定期販売に向け検討中）。

県庁・市役所においては、栃木県庁舎東館で、栃木県米粉食品普及推進協議会員が、20年1月から栃木県産米粉パンの製造販売を開始し、大変好評で毎日完売状態となっている。長野県上田市役所では、長野県米粉普及推進協議会が、19年12月に米粉パンの試験販売を行い、大好評だったため、20年1月から毎週月曜日に定期販売をしている。この他にも、千葉県庁において、不定期で販売が行われるなど、各都県協議会による取組が行われている。



栃木県庁での米粉パン販売

(イ) 学校給食での取組



さきたまライスボール

写真提供：(財)埼玉県学校給食会

学校給食における地産地消に取り組んでいる「(財)埼玉県学校給食会」では、3種類の米粉パンを開発し、60万人の児童に年間220万食（19年実績）を提供している。中でも「さきたまライスボール」（埼玉県産の米粉・小麦粉を半分ずつ使用）は子ども達から給食会への手紙にパンの名前が書かれるほどの人気となっている。

関東農政局では、農政局及び各農政事務所幹部が都県・市区町村首長に対して行った米飯給食の回数増加要請の際に、米粉食品の導入が未実施の場合は実施の、実施している場合は回数増加の要請を行った。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

エ 今後の取組

関東米粉食品普及推進協議会と関東農政局では、今後の普及啓発の取組として、同協議会員の米粉食品製造者に対する米粉使用量調査を継続して実施するとともに、学校給食への米粉パンの未導入市区町村に対して、意見交換会を実施することにより導入要請を行うこととしている。また、一般消費者への啓発として、各種イベントでのPRの継続実施、米粉レシピ集の作成・配布、クッキングスクール、カルチャースクール等への米粉活用要請、さらに、食品メーカーと連携して米粉料理教室を開催することとしている。

販売場所拡大の取組としては、県庁、市町村役場等公共施設、道の駅、米穀販売店等での販売要請を行うこととしている。また、米粉価格を下げる取組としては、生産調整の取組とも連携し「新規需要米」(注)の米粉原料としての利用をPRすることとしている。

これらの取組を行いつつ、関東米粉食品普及推進協議会会員の拡大を図るとともに、会員間の情報受発信のための「関東米粉メールマガジン」については、最新の料理講習会やイベント開催情報を盛り込むなどその内容を一層、充実させることで会員の取組の活発化を図ることとしている。

(注)「新規需要米」

米の生産調整の取組において、加工用米と同様に生産目標数量の外数として扱う、新規に需要を開拓する米穀で、米粉用、輸出用、飼料用、バイオエタノール用等の用途がある。

新規需要米は生産調整にかかる交付金の対象となることから、それを米粉原料とすることで、米粉価格の低下が期待できる。

2 安全な食料の安定供給と消費者の信頼確保

(1) 消費・安全行政の推進

消費・安全行政を推進。消費者団体や関係機関へ情報提供を行う。

関東農政局は、農薬等の生産資材の適正使用・管理、家畜防疫体制の強化、牛トレーサビリティ制度の適正な運用、食品安全GAP推進体制の整備、食品表示の監視業務等を行った。

また、大手企業・老舗などによる食品表示偽装や、中国産冷凍食品による薬物中毒事案に関する情報等について、消費者団体等へ適宜、提供を行った。

さらに、食品の安全確保にかかる業務を推進するためには、地方自治体との連携が重要なことから、農林水産省としての取組方針や各都県の実情等について意見交換等を行う、管内各都県の担当者との連絡会議を開催した。

(2) リスク管理、リスクコミュニケーションの推進

① 生産資材の適正な使用・管理の推進

生産資材の適正な使用・管理について、法制度の周知や使用実態の調査指導を実施

関東農政局では、農産物等について農家等での生産資材の使用状況調査を実施し、リスク管理にかかる施策の企画立案等のための基礎資料等を得た。

農薬の残留実態調査として米、小麦、大豆、野菜、果樹835件について残留農薬分析を実施した。残留農薬基準を超過したものはなかったが、農薬を不適正に使用した事例について、地方農政事務所が当該生産者に、農薬の適正使用を徹底するよう指導した。

② 農作物のリスク管理等を推進するための調査の実施

農作物のリスク管理等を推進するため、カドミウム等の有害物質の調査を実施

ア 有害物調査の実施

関東農政局では、産地段階における農作物のリスク管理等を的確に行うため、有害物質であるカドミウム、かび毒、ダイオキシン類について調査を行った。

国内産米穀のカドミウム調査（313点）において、食品衛生法の基準である1.0ppm以上のカドミウムを含む米穀は検出されなかった。また、食品衛生法上の問題はないが、消費者感情に配慮して食用として流通しないよう措置している0.4ppm以上1.0ppm未満のカドミウムを含む米穀も検出されなかった。

米麦のかび毒実態調査（67件）として、対象作物の収穫期等に合わせて栽培管理の聞き取り調査のうえ試料を採取し、かび毒の発生等の分析が実施された（分析結果は、農林水産省でとりまとめ中）。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

穀類、野菜類、果実及び茶のダイオキシン類実態調査(17件)として、対象作物の収穫期等に合わせて試料を採取し、ダイオキシン類の含有等の分析が実施された(分析結果は、農林水産省でとりまとめ中)。

イ 遺伝子組換え作物の実態調査の実施

遺伝子組換え農作物のうち、セイヨウナタネが輸入港周辺等で生育していると報告され、在来種との種間交雑による生態系への影響が懸念されている。このため、関東農政局では、輸入実態や国内における輸送状況を踏まえ、セイヨウナタネの輸入港や周辺幹線道路等における、こぼれ落ちによる生育実態を調査した。輸入港の鹿島、千葉、横浜、清水の124地点において、セイヨウナタネとその近縁種である在来ナタネ・カラシナを対象に256検体を採取し、除草剤耐性タンパク質(注)の有無を検査した。その結果、セイヨウナタネ24検体から同タンパク質が検出されたが、在来ナタネ・カラシナからは検出されず、種間交雑を示す結果は得られなかった。

(注) 除草剤耐性タンパク質とは、遺伝子組換え作物に導入された除草剤耐性遺伝子が作るタンパク質のことである。

③ 農薬の適正使用・管理の推進

農薬等のポジティブリスト制度に対応した、農薬の飛散低減対策に取り組む。

ア ポジティブリスト制度の啓発

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(15年法律第55号)により、18年5月29日から農薬、飼料添加物と動物用医薬品について、食品への個別の残留基準値が設定されていない場合であっても、これらが一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度(いわゆる「ポジティブリスト制度」)が導入された。

同制度の施行に伴い、防除対象の農作物の農薬が飛散(ドリフト)して、当該農薬の残留基準が設定されていない周辺の農作物に付着するという意図しない汚染から、基準値違反が発生する可能性があり、農薬の飛散低減対策を講じる必要がある。このため、関東農政局では、農薬の使用基準を遵守し周辺に飛散することがないように注意することなどについて、関係者への啓発を行った。

イ 農薬の適正使用の取組

関東農政局管内では、19年度、数例の農産物において農薬残留基準値を超過した事案が発生した。このため、関東農政局では、都県等の原因究明や再発防止に向けた取組に対して支援を行うとともに、残留基準値の超過に至った原因(農家の誤使用、散布器具の不洗浄等)を教訓に、生産現場における農薬の選定、適正使用等についての周知を図った。

ウ 無登録農薬の疑いがある資材にかかる指導について

19年度、関東農政局管内では、農薬取締法に基づく農林水産大臣への登録を受けていない資材から農薬成分が検出されるなど、無登録農薬の疑いがある資材流通の事案があった。このため、都県では、当該資材を購入した者に対し、当該資材の販売や使用を行わず、すみやかに製造業者に返品するように指導を行った。

また、関東農政局では、都県等からの情報提供の下、農薬効果を標榜した資材が無登録農薬として流通しないよう、製造業者や販売業者に対し、無登録農薬の疑いがある資材にかかる表示の是正等の指導を行った。

④ G A P手法の導入推進

G A P手法（農業生産工程管理手法）の導入・促進

ア 食品安全G A Pから基礎G A Pへ

農林水産省は、17年4月より、「食品安全のためのG A P策定・普及、マニュアル（初版）」を策定し、消費者の関心が特に高い、食品の安全性の確保を目的とした「食品安全G A P」を推進してきた。19年4月からは農林水産省の通知(注1)により、食品安全だけでなく環境保全、労働安全、品質向上等を図るために積極的にG A P手法(注2)の導入・普及を進めている。

このため、既に19年3月に生産者・産地向けに策定されていた、汎用性の高い主要作物ごとの「基礎G A P」に加え、指導者向けに産地においてG A P手法に取り組むうえで必要となる同手法の考え方、導入手順・効果等を示す手引書として「G A P手法導入マニュアル」(20年1月)を策定した。

このような取組を通じ、23年度までに、全国のおおむねすべての主要産地である2千産地でG A P手法の導入を目指すこととしている。

(注1)「農業生産工程管理手法(G A P手法)の導入及び推進について」(平成19年4月6日付け19生産第11号 消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)

(注2)G A P手法(Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理手法)

事業者等が、食品安全や労働安全等の取組目的に応じた作業の点検項目をチェックシート等で定め、このシートに基づいて作業内容を記録し、その点検や評価、さらに次回作付け作業の改善につなげるという工程全体を管理する手法。

イ 管内の取組状況

関東農政局では、G A P手法のパンフレット「農作業の工程管理(G A P)のすすめ」約23万部を都県、農政事務所を通じて、生産者をはじめ、流通業者、消費者向けに配布し、G A P手法の周知を図った。

19年7月に埼玉県さいたま市で開催した「安全な農産物を食卓へ(G A P手法に関する意見交換会)」では、生産者グループからG A P手法導入に当たり行った研修や各農場での点検・改善支援などの取組の紹介があり、食品事業者からは消費者の志向などの現状をまじえG A P手法の必要性を訴える意見が出された。その後、意見交換会を行い、生産者、

第2部 関東食料・農業・農村の動向

食品事業者、消費者から、「GAP手法を消費者にどのようにしてPRしていくのか」、「GAP手法とエコファーマー、農協の生産履歴記帳との関係はどうか」等の意見が出され、GAP手法の推進に向けた考え方について理解を深めることができた（生産者、消費者、食品事業者等288名出席）。

管内都県においては、「食の安全・安心確保交付金」を活用し、①GAP推進協議会などの推進体制の整備、②GAP手法の導入・推進のための地域版マニュアルの策定、③地域版マニュアル策定のための実証ほ場の設置等を行っている。

このような取組により、19年12月末現在の管内のGAP手法に取り組む産地は、83産地となっており、関東管内で作物の産地強化計画等を策定した、生産振興上の主要産地である612産地の14%となっている。

今後、GAP手法に取り組む産地数をさらに拡大していく必要がある。

⑤ リスクコミュニケーション等の推進

リスクコミュニケーション等を推進し、消費者関連情報を提供

食品安全行政においては、政策の策定過程の公正性と透明性を確保し、国民の意向の反映を図るため、消費者をはじめとした関係者に対して、正確な情報をわかりやすく提供し、意見交換等を行う、リスクコミュニケーションを推進することが重要である。

関東農政局では、リスクコミュニケーションの一環として、前述の「GAP手法に関する意見交換会」のほか、20年3月には「消費者との意見交換会」を開催した。

「消費者との意見交換会」は、食料自給率をテーマとして実施し、参加者から「地産地消が大切なので農地の確保を」、「農業者育成のためには農業体験が重要」、「政策は理解するが国民への周知が不十分」等の意見が出されるなど、現在の状況や今後の取組についての共通認識を深めることができた。

管内の各地域段階においても、主に消費者を対象に「食の安全・安心」等をテーマとした意見交換会、農薬や食品表示等の制度に関する意見交換会等を計176回開催した。

また、消費者団体等が開催する食の安全・安心に関する講習会等に関して、主催者からの依頼に応じ講師として農政局職員を計680回派遣した。

なお、関東農政局では、消費者重視の観点から、食の安全、食育、農業・農村に対する消費者の理解の醸成を図るための取組・イベント等の内容について、ホームページ(http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/index.html)等で提供している。

(3) 消費者の信頼の確保

① トレーサビリティの導入の促進

トレーサビリティの取組の啓発・普及により、食に対する消費者の信頼の確保に努める。

ア 牛トレーサビリティ制度の監視・指導

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）は、牛海綿状脳症（BSE）のまん延防止措置の的確な実施や牛肉に対する消費者の信頼確保を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階で当該個体識別番号を確実に伝達するための制度が構築されている。

関東農政局では、牛トレーサビリティ制度の信頼性を確保するため、生産段階においては耳標の装着や所定の届出の徹底を図るとともに、流通段階においても、適正な個体識別番号の表示・伝達及び帳簿の備え付けについて指導した。

イ 関東地域食品トレーサビリティ事例報告会の開催

農林水産省では、「食」の安全確保の様々な取組を進めると同時に、消費者の「食」に対する安心が確保できるよう、食品の流通経路についての情報を追跡・遡及できるトレーサビリティの取組について普及・啓発を行っている。

このようななかで、関東農政局では、先進事例や取組事例等の紹介を通じて、食品製造・流通・販売業者、農・畜・水産業関係者等へのトレーサビリティの普及・啓発を図るため、19年12月に「食品トレーサビリティ普及啓発関東地域セミナー」を開催した。

本セミナーでは、東京大学大学院経済学研究科の矢坂雅充准教授による「食品トレーサビリティの再構築」をテーマとした基調講演の後、食品総合研究所の杉山純一氏による青果物のネットカタログ「SEICA」の有効活用事例や石井食品株式会社のトレーサビリティへの取組事例等の紹介が行われた。



食品トレーサビリティ普及啓発
関東地域セミナー

② 高病原性鳥インフルエンザ発生時への対応

19年1月以降に宮崎県と岡山県で高病原性鳥インフルエンザが発生した際、患畜・疑似患畜の殺処分や関係施設周辺の移動制限等の防疫措置を迅速に行ったことにより、早期に事態の收拾を図ることができた。この対応等を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（16年11月18日農林水産大臣公表）について、初動体制の迅速化をはじめとする一部改正が行われ、関東農政局における本疫病の対策マニュアルについても、初動体制の迅速化を中心に見直しを行った。

また、各都県が開催する防疫演習会等に参加し、本病発生に際しての対応について意見交換を行った。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

(4) 食品表示の適正化

生鮮食品等の表示調査等を実施。食品表示110番と食品表示ウォッチャーの情報を活用した任意調査等の実施により、食品表示の適正化を推進

関東農政局では、管内都県の「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)担当部局や食品衛生担当部局、(独)農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携を図りながら、小売店舗の生鮮食品等の表示調査を実施し、適正な表示が行われるよう啓発・指導等を行った。

このほか、食品表示110番、食品表示ウォッチャーからの情報を活用して法令違反の疑いのある業者に対し任意調査等を実施し、法令違反のあった業者について、違反の内容に応じて改善指示・公表、文書指導等を行った。

また、食品表示制度の普及・啓発を図るため、群馬県と山梨県において、食品表示地域フォーラムを開催した。

なお、JAS法の食品表示義務が、20年4月1日から食品事業者をはじめとした加工食品の原料供給者間の取引に拡大されることにともない、同制度の周知・啓発のため、関東農政局管内の都県と食品関係団体の協力を得て、19年11月から約90回、食品事業者等を対象に説明会を開催した。

① 生鮮食品等の表示調査の実施

生鮮食品等の表示にかかる調査として、小売販売または卸販売される食品の表示を調査する一般調査と、社会的ニーズ等を踏まえ特定の食品を選定して表示を調査する特別調査を実施している。

ア 一般調査

一般調査では、年間を通して生鮮食品の表示実施状況の調査を実施している。

19年度は、小売業者約12,000店舗を対象に生鮮食品の調査を実施し、「名称」・「原産地」で不適正な表示や表示の欠落のあった店舗に対し改善指導を行った。さらに、中間流通業者等約1,700業者を対象に調査を実施し、不適正な表示が認められた業者に対し改善指導を行った。

また、小売業者約8,000店舗と卸売業者等約70社を対象に米穀について調査を実施し、不適正表示が認められた店舗に対し改善指導を行った。

なお、一般調査における不適正な表示や表示の欠落のあった店舗の割合は、18年度は名称で7%、原産地表示で15%であったものから、19年度では名称で1%、原産地表示で2%低下し、徐々に表示が改善されている。

イ 特別調査

特別調査として、年3回、品目を特定して、小売業者を対象に店舗における表示状況調査を以下のとおり実施した。

①「牛肉及び牛肉加工品」の原産地等の表示、②北朝鮮からの輸入量が多いアサリ、まつたけ、ウニなど7品目を対象とした「農水産物」の原産地表示について、それぞれ18年8月から調査を実施した。また、③「平成19年産米穀」にかかる表示について、19年10月から20年3月末まで調査を実施した。

なお、これらの調査において表示の根拠に疑義が生じたものについては、表示根拠の確認のため、製造業者や中間流通業者等への遡及調査を実施した。

② 有機農産物、特別栽培農産物、「無農薬」等の表示が付された農産物の表示調査

一般調査の際、有機農産物、特別栽培農産物、「無農薬」等の表示が付された農産物の調査を実施した。

有機農産物については、19年度の年間を通して約2,500店舗に対し調査を実施し、不適正表示のあった管内業者に対し改善指導を行った。

特別栽培農産物（注）、「無農薬」表示農産物等については、店舗における表示根拠の確認を行い、表示根拠に不備が確認された場合は、流通業者や生産者に対し遡及調査を実施し、不適切表示のあった業者に対して改善するよう啓発を行った。

また、約120件の有機農産物等の買上げを行い、（独）農林水産消費安全技術センターに残留農薬の分析を依頼した。

（注）「特別栽培農産物」：地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が5割以下及び化学肥料の窒素成分量が5割以下で栽培された農産物のこと。

③ 立入検査、任意調査等

食品表示110番（問い合わせ等約5,400件）、食品表示ウォッチャー等の情報を活用し、食品表示について法令違反の疑いのある業者に対し立入検査、任意調査等を行い、法令違反のあった業者に対して指示・公表するなど、改善指導を行った。

④ 食品表示地域フォーラムの開催

関東農政局では、事業者・消費者等への食品表示制度の普及・啓発を図るため、19年12月に食品表示地域フォーラムを開催した（群馬県前橋市：約200名参加、山梨県甲府市：約250名参加）。フォーラムでは、食品表示制度を説明した後、パネルディスカッションを行い、食品表示の信頼性確保について、消費者、事業者などがそれぞれの立場から問題提起や意見交換を行い、参加者の食品表示についての理解を深めた。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

3 日本型食生活の実現に向けた食育の推進

「食育推進基本計画」の実現に向けた各種取組を実施

近年、栄養の偏りや食生活の乱れによる肥満や生活習慣病が増加している。この状況に対処し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進するため、食育基本法（平成17年7月施行）に基づき、内閣府に設置された食育推進会議（会長：内閣総理大臣）において、18年3月31日に食育推進基本計画が決定された。

本基本計画では22年度までに、

- ①食育に関心を持っている国民の割合を17年度の70%から90%以上とする、
 - ②生活習慣の形成途上にある子ども（小学生）で朝食を欠食する者の割合を12年度の4%から0%にする、
 - ③学校給食における地場産物を使用する割合を16年度の21%から30%以上とする、
 - ④「食事バランスガイド」（17年6月・厚生労働省、農林水産省決定）等を参考に食生活をおくる国民の割合を60%以上とする、
 - ⑤市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合を60%以上とする、
- などの目標が掲げられた。

関東農政局では、本基本計画の実現に向け各種取組を実施している。

（1）食育月間等の取組

食育推進基本計画のなかで、毎年6月が「食育月間」、毎月19日が「食育の日」として定められたことから、関東農政局では19年度の「食育月間」において以下の取組を実施した。

①「食育月間」における関東農政局消費者の部屋特別展示

さいたま新都心合同庁舎1号館インフォメーションセンターにおいて、子どもの農業体験を実施している団体の活動、食事バランスガイド、食育推進ネットワーク参加者の取組等をパネル展示やパンフレットで紹介した。

また、関東農政局のホームページで管内の食育推進ネットワーク参加者の「食育月間」の取組を55事例掲載した。

同アドレス http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/shokuiku/index.html

②「食に関する体験機会の提供」

6月16日（土）に、「親子で小麦の収穫と熊谷産地粉うどん打ち！」を熊谷市の農業活性化センターにおいて開催した。この他、管内の農政事務所において、食や農業に関する体験イベントを4回開催した。

③栄養相談会

6月19日（火）に、さいたま新都心合同庁舎1号館インフォメーションセンターにおいて、（社）埼玉県栄養士会による栄養相談会を開催した。

④食育フォーラム

6月27日（水）に、「～広げよう！子どもの農業体験～」をテーマとした食育フォーラムを、さいたま新都心合同庁舎2号館で開催した（参加者200名）。この他、管内農政事務所でフォーラム等を5回開催した。

「食育フォーラム～広げよう！子どもの農業体験！～」

基調講演：「食育の推進と農業体験の重要性～学びを深める問題解決学習～」

上智大学総合人間科学部 奈須正裕教授

食育が広がりを見せている今こそ、知識だけでなく、子どもの食生活の行動変容につながる質の高い食育実践が求められており、子どもが食育体験を「自分事」として取り組むようにするためには、「本物」を目指す過程で出会う困難や失敗に学び問いを深める、教師の声かけや問題解決学習のプログラムづくりが必要との観点から具体例についての講演が行われた。

事例報告：（有）加藤ファーム 加藤博司 代表（埼玉県入間市）

生産者が小中学校と連携して行った、無農薬・有機栽培の農産物を育て、味を知ってもらう農業体験活動の取組についての報告が行われた。

事例報告：やきつべの里フォーラム 靄田光男 事務局長（静岡県焼津市）

地域住民には、農業体験がなく米やご飯がどのようにしてできるのかよくわからない人が子どもだけでなく大人の中にも増えている。そこで、やきつべの里フォーラムで開催した、稲の栽培から餅つき・米粉の調理まで体験する公民館地域交流講座「MYライス作り」の取組についての報告が行われた。

パネルディスカッション

奈須教授（コーディネーター）と事例報告者で、農業体験の内容が質的に高いものになれば、子どもを通じて地域が良い方向に変わる可能性があることなどが話し合われた（議事録、講演資料は、http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/shokuiku/ibennto/index.htmlを参照）。



パネルディスカッションの様子

（2）農業体験、調理体験等の取組

関東農政局では、子どもを中心とした消費者の農業や食への関心が深まるよう、農林水産業、食品製造・加工・流通業の現場や、伝統・郷土料理をはじめとした地産地消の取組についての現場見学や体験活動を実施している。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

19年度は、「親子で小麦の収穫と熊谷産地粉うどん打ち」（6月16日・埼玉県熊谷市）、「親子を対象とした調理体験機会の提供（東京電力共催）」（8月25・26日・茨城県水戸市）など、管内各都県で農業体験等を延べ41回（参加者1,095人）実施した。

また、管内各都県における農業体験、調理体験等の受入可能団体の掘り起こしを行うとともに、そのリスト（管内138団体）を関東農政局ホームページの「食育推進だより」（http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/shokuiku/suisindayori/kanto.html）へ掲載した。



うどん打ち体験（6月16日）

（3）「食生活指針」や「食事バランスガイド」の普及・活用の促進の取組

「食生活指針」（12年3月24日、文部省、厚生省、農林水産省決定）を具体的な行動に結び付ける「食事バランスガイド」を多くの方が実践し、一人一人が食生活を見直すきっかけとしてもらうための取組の一環として、食品関連事業者における「食事バランスガイド」の活用を促進するため、食品関連事業者等を対象とする「関東地域「食事バランスガイド」食品事業者等説明会」（20年2月14日・埼玉県さいたま市）を開催した。この説明会は、管内地方農政事務所においても各1回開催した。



関東地域「食事バランスガイド」食品事業者等説明会（2月14日）

また、「食事バランスガイド」をより身近に感じ活用することにより、「日本型食生活」の普及を図るため、栃木県、東京都、神奈川県、静岡県において地元産食材や料理を使った「地域版食事バランスガイド」（注）を関係機関と連携しながら作成し、消費者等を対象とした各種イベント等において配布し、説明等を行った。

（注）「地域版食事バランスガイド」は、関東農政局ホームページ

http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/balance_area/index.html に掲載している。

（4）食育推進ネットワークの活動を進める取組

関東農政局では、食に関心のある方々や食育を実践している方々の間で、取組内容等の情報交換を行えるようにするため、15年12月に管内各都県ごとに「食育推進ネットワーク」を立ち上げた。当ネットワークの参加者は、管内1都9県で1,123機関・団体等（20年3月末現在）で、学校、消費者団体、医療・栄養団体、食育ボランティア、NPO、民間企業、個人等と幅広いものになっている（表I-3-1）。

これらネットワークのうち、さいたま食育推進ネットワークでは、19年12月12日に、さいたま新都心合同庁舎において、「さいたま食育推進ネットワーク交流会」を開催した。交流会では、ネットワーク参加者と連携した事業者の食育、地域と連携した学校給食に

おける食育、子どもの農業・調理体験について、取組事例の発表や活動内容についての意見交換を行った。

関東農政局ホームページの「食育ひろば」では、管内の食育推進ネットワークの体験受入れ施設の紹介を行っている（注）。また、毎月19日の「食育の日」には、メールマガジン「食育ネット通信」を管内全地方農政事務所からネットワーク参加者へ配信し、情報提供を行っている。

関東農政局では、ネットワークを通じて参加者がイベントや農業・調理体験等で、共催や連携が行えるよう、128の取組についてコーディネートを行った。

（注）アドレス http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/shokuiku/taiken/index.html

表 I-3-1 管内各都県における「関東地域食育推進ネットワーク」の参加状況

都 県 名	ネットワークの名称	参加者数 (発足時)	参加者数 (20年3月末現在)
茨 城	茨城食育推進ネットワーク	40	58
栃 木	食育ネットとちぎ	44	66
群 馬	群馬地域食育推進ネットワーク	35	47
埼 玉	さいたま食育推進ネットワーク	126	194
千 葉	関東地域（ちば）食育推進ネットワーク	29	41
東 京	東京食育推進ネットワーク	51	281
神 奈 川	神奈川食育推進ネットワーク	27	238
山 梨	食育推進ネットワークやまなし	43	49
長 野	食育情報リンクネットながの	26	51
静 岡	関東地域食育推進ネットワーク（静岡）	48	98
計		469	1,123

事例：地場産農産物を使用した、超人シェフによるスーパー給食の取組 新座市立大和田小学校（埼玉県新座市）

児童数約800名の新座市立大和田小学校は、J R 武蔵野線新座駅前の立地でありながら、校区に畑が残る地域となっている。同校では、「地域と連携した学校給食における食育」として、①学校教育農園での栽培、②学校給食における地場農産物の活用、③超人シェフによるスーパー給食の実施に取り組んでいる。

学校教育農園は、市内の小・中学校全校で、農業支援員の協力・指導のもと、取組を行っている。同校では全学年が、春に大豆とジャガイモ、秋に大根の種をまき、雑草取り・間引き・収穫まで行っている。19年度は農園で収穫した新鮮な野菜や間引いた大根も味噌汁の具に利用するなど、学校給食の食材として7回使



大根の種まき



大根の販売

第2部 関東食料・農業・農村の動向

用した。児童は、栽培を通して農家の方の苦勞を知るとともに、「自分達が育てた野菜なので、苦手でも食べてみよう」と野菜を大切にするようになってきている。また、大根は、全児童が1本ずつ家庭に持ち帰っており、家庭で農業活動の話をする機会が生まれている。また、学校で保護者や地域の方に販売を行い、その収益で社会福祉協議会に車いす1台を寄贈した。

学校給食における地場農産物の活用については、各学校と市内の農産物直売所（約20軒の農家が所属）とで売買契約を交わしている。毎月10日前後に使用可能な農産物一覧が直売所からFAXで届き、これを受けて、学校側から使用品目・使用量を記載した発注書を送付する仕組みとなっている。同校では19年11月分として、大根、ジャガイモ、キャベツなど9品目1,130kgを学校給食に使用した。地場産農産物の活用により、学校に納品に来られる農家の方との顔が見える関係のなかで、新鮮な地元の味を児童が体感することができている。

超人シェフによるスーパー給食は、「子ども達に食の大切さと食べ物への感謝を伝えたい」と考えている、「超人シェフ倶楽部」（注）の笠原将弘シェフに、献立案を作成していただき、試作・調整を重ねて実施したものである。献立案の作成にあたっては、学校給食において、グラタン・ドリアといった洋食と比べて、和食（ごはん、味噌汁、魚、おひたし）の食べ残しが目立つことから、「和風の汁物と大豆・小魚を、ごはんとともに美味しく児童に食べてもらうようにしたい」と希望し、使用可能な新座市産農産物を伝えた。



当日は、給食室でのシェフから調理師への調理指導、児童の給食室見学やシェフへのインタビューを校内テレビで放送した。



児童からは、スーパー給食にシェフによる調理指導について、「じゃこごはんがとても美味しかったです。ごぼう汁もすごく食べやすくてとても美味しかったです。」「わたしは、野菜が嫌いですが今日の給食のごぼうのスープはとても美味しかったです。マーボーナスも美味しかったです。」といった感想が寄せられた。



(注)超人シェフ倶楽部 <http://www.chojin-chef.jp/>

日本・世界を代表する118名のトップシェフがジャンルを超えて集結した任意団体で、食育の普及、社会貢献活動を通じて、日本の食文化・料理文化の発展を目指している。会長は服部幸應氏である（超人シェフ倶楽部活動紹介資料2008年より）。

《スーパー給食のメニュー》
・とうもろこしとじゃこの炊き込みごはん
・大豆入り和風マーボーナス
・新ごぼうのすりながし汁

4 食品産業等の動向と競争力の強化に向けた取組

(1) 食品産業・卸売市場の動向

① 食品産業の概況

管内の食品産業の全国シェアは、食品製造業（出荷額）が37.5%、飲食料品卸売業（販売額）が41.2%、飲食料品小売業（販売額）が38.8%といずれも高い。

食品製造業・食品流通業・外食産業からなる食品産業は、農水産物の加工・流通・消費に至る一連の食品供給の流れ（フードシステム）のなかで、食料の安定供給や食生活の多様化・高度化を支えるという点で、生産部門である農水産業と並んで重要な役割を担っている。

管内の食品産業が全国に占める割合は、食品製造業の出荷額が約12兆円で37.5%、飲食料品卸売業（農畜産物、水産物卸売業を含む）、飲食料品小売業の販売額がそれぞれ約31兆円で41.2%、約16兆円で38.8%となっている。

また、管内の全製造業に占める割合は、食品製造業の出荷額が11.1%、飲食料品卸売業、飲食料品小売業の販売額がそれぞれ14.4%、30.2%となっている（表 I-4-1）。

表 I-4-1 管内の食品産業の概況

（単位：10億円）

	全 国 (A)	管 内 (B)	シェア (%)
			(B) / (A)
食品製造業出荷額	32,344 (10.9)	12,133 (11.1)	37.5
全製造業出荷額	295,800 (100.0)	109,042 (100.0)	36.9
飲食料品卸売業販売額	75,419 (18.4)	31,069 (14.4)	41.2
全卸売業販売額	410,679 (100.0)	215,255 (100.0)	52.4
飲食料品小売業販売額	40,810 (30.3)	15,825 (30.2)	38.8
全小売業販売額	134,572 (100.0)	52,474 (100.0)	39.0

資料：食品製造業出荷額は経済産業省「工業統計表」（平成17年）。飲食料品卸売業販売額及び飲食料品小売業販売額は、経済産業省「商業統計表」（平成19年）。

注：1) 食品製造業＝食料品製造業＋飲料・たばこ・飼料製造業

2) 製造業は従業者4人以上の事業所

第2部 関東食料・農業・農村の動向

② 業種別動向

ア 食品製造業

管内の食品製造業は、事業所数が約1万か所、従業者数が約37万人、出荷額が約12兆円

管内における17年の食品製造業は、事業所数が約1万か所、従業者数が約37万人、出荷額が約12兆円となっている。また、都県別の出荷額は、静岡県、神奈川県、千葉県の間となっている（表I-4-2）。

近年、管内の事業所数は減少傾向にあり、12年と比較して17年は約15%減少し、製造品出荷額等でも約3%減少している（表I-4-3）。

表I-4-2 管内の食品製造業の概況（平成17年）

	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等 （10億円）
茨城県	1,033	40,805	1,459
栃木県	597	21,555	1,045
群馬県	653	24,757	957
埼玉県	1,117	58,947	1,390
千葉県	1,232	47,080	1,508
東京都	1,173	36,436	877
神奈川県	960	52,581	1,843
山梨県	314	10,035	248
長野県	953	26,232	630
静岡県	2,160	53,808	2,176
管内	10,192	372,236	12,133
全国	39,065	1,207,302	32,344

資料：経済産業省「工業統計表」（平成17年）

注：1）食品製造業＝食料品製造業＋飲料・たばこ・飼料製造業

2）製造業は従業者4人以上の事業所

3）ラウンドにより計と内訳が一致しない場合がある。

表I-4-3 管内食品製造業の推移（平成12年、17年）

		12年	17年	対12年増減(▲)
				率(%)
事業所数	管内	12,012	10,192	▲15.2
	全国	44,771	39,065	▲12.7
従業者数(千人)	管内	384	372	▲3.1
	全国	1,240	1,207	▲2.7
製造品出荷額等 (10億円)	管内	12,534	12,133	▲3.2
	全国	34,821	32,344	▲7.1

資料：経済産業省「工業統計表」（平成12年、17年）

注：1）食品製造業＝食料品製造業＋飲料・たばこ・飼料製造業

2）製造業は従業者4人以上の事業所

イ 飲食料品卸売業

管内の飲食料品卸売業は、事業所数が約 2 万 5 千か所、従業者数が約 29 万人、商品販売額が約 31 兆円

管内における19年の飲食料品卸売業は、事業所数が約 2 万 5 千か所、従業者数は約 29 万人、商品販売額は約 31 兆円となっている。また、都県別の商品販売額は、東京都、神奈川県、埼玉県の順となっている（表 I-4-4）。

近年、管内の事業所数は減少傾向にあり、14年と比較して19年は約11%減少し、商品販売額でも約 6 %減少している（表 I-4-5）。

表 I-4-4 管内の飲食料品卸売業の概況（平成19年）

	事業所数	従業者数（人）	商品販売額 （10億円）
茨城県	1, 586	14, 548	1, 016
栃木県	1, 145	10, 447	763
群馬県	1, 168	11, 771	1, 041
埼玉県	2, 310	23, 952	1, 999
千葉県	2, 610	25, 698	1, 917
東京都	8, 217	125, 040	18, 580
神奈川県	2, 891	32, 743	2, 706
山梨県	616	5, 350	310
長野県	1, 419	13, 079	887
静岡県	2, 778	25, 994	1, 888
管内	24, 740	288, 622	31, 107
全国	75, 911	818, 072	75, 419

資料：経済産業省「商業統計表」（平成19年）

注：ラウンドにより計と内訳が一致しない場合がある。

表 I-4-5 管内飲食料品卸売業の推移（平成14年、19年）

		14年	19年	対14年増減(▲)
				率(%)
事業所数	管内	27, 760	24, 740	▲10. 9
	全国	83, 595	75, 911	▲9. 2
従業者数(千人)	管内	320	289	▲9. 7
	全国	918	818	▲10. 9
商品販売額 (10億円)	管内	33, 203	31, 107	▲6. 3
	全国	84, 274	75, 418	▲10. 5

資料：経済産業省「商業統計表」（平成14年、19年）

第2部 関東食料・農業・農村の動向

ウ 飲食料品小売業

管内の飲食料品小売業は、事業所数が約12万9千か所、従業者数は約116万人、商品販売額は約16兆円

管内における19年の飲食料品小売業は、事業所数が約12万9千か所、従業者数は約116万人、商品販売額は約16兆円となっている。また、都県別の商品販売額は、東京都、神奈川県、埼玉県の順となっている（表I-4-6）。

近年、管内の事業所数は減少傾向にあり、14年と比較して19年は約16%減少し、商品販売額は0.6%の微増となっている（表I-4-7）。

表I-4-6 管内の飲食料品小売業の概況（平成19年）

	事業所数	従業者数（人）	商品販売額 （10億円）
茨城県	8,999	67,503	939
栃木県	6,585	48,057	663
群馬県	7,124	51,865	667
埼玉県	15,764	154,221	1,982
千葉県	13,738	135,680	1,792
東京都	34,550	324,026	4,701
神奈川県	19,472	207,831	2,758
山梨県	3,185	21,033	273
長野県	6,587	51,401	728
静岡県	12,800	100,787	1,323
管内	128,804	1,162,404	15,825
全国	389,358	3,086,660	40,810

資料：経済産業省「商業統計表」（平成19年）

注：ラウンドにより計と内訳が一致しない場合がある。

表I-4-7 管内飲食料品小売業の推移（平成14年、19年）

		14年	19年	対14年増減(▲)
				率(%)
事業所数	管内	153,703	128,804	▲16.2
	全国	466,598	389,358	▲16.6
従業者数(千人)	管内	1,190	1,162	▲2.4
	全国	3,160	3,087	▲2.3
商品販売額 (10億円)	管内	15,737	15,825	0.6
	全国	41,226	40,811	▲1.0

資料：経済産業省「商業統計表」（平成14年、19年）

エ 一般飲食店

管内の一般飲食店は数は約15万6千店、従業者数は約124万人

管内における18年の一般飲食店数は約15万6千店、従業者数は約124万人となっている。また、都県別飲食店数は、東京都、神奈川県、埼玉県の順となっている（表 I-4-8）。近年、飲食店数は減少傾向にあり、13年と比較して18年は5%減少し、従業者数についても0.7%の微減となっている（表 I-4-9）。

表 I-4-8 管内の一般飲食店の概況（平成18年）

	店数	従業者数（人）
茨城県	8,427	58,497
栃木県	7,040	44,169
群馬県	6,656	41,918
埼玉県	17,295	142,533
千葉県	15,009	122,573
東京都	56,850	489,777
神奈川県	21,590	200,708
山梨県	3,574	20,076
長野県	7,219	40,506
静岡県	11,889	77,042
管内	155,549	1,237,799
全国	415,711	2,870,766

資料：総務省「事業所・企業統計調査」（平成18年）

注：一般飲食店は、食堂・レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、ハンバーガー店等の一般飲食店

表 I-4-9 管内一般飲食店の推移（平成13年、18年）

		13年	18年	対13年増減(▲)
				率(%)
飲食店数	管内	163,786	155,549	▲ 5.0
	全国	443,025	415,711	▲ 6.2
従業者数(千人)	管内	1,247	1,238	▲ 0.7
	全国	2,930	2,871	▲ 2.0

資料：総務省「事業所・企業統計調査」（平成13年、18年）

注：一般飲食店は、食堂・レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、ハンバーガー店等の一般飲食店

第2部 関東食料・農業・農村の動向

オ 食品産業の組織化

食品産業の大部分を占める中小企業は、規模が小さく技術力や信用力が低いことなどにより、取引や資金の調達等において不利な立場になる場合が多い。そこで、中小企業者が相互扶助の精神に基づき、組織化して協同で経済事業を行うことにより、これら諸問題の解決につなげている。

中小企業者の組織化を図る手段として、「中小企業等協同組合法」や「中小企業団体の組織に関する法律」があり、関東農政局では事業協同組合等の設立認可、運営指導を行っている。

20年3月末現在、関東農政局認可の事業協同組合等の数は、406組合となっている（表I-4-10）。

表 I-4-10 関東農政局認可事業協同組合等の概況（平成20年3月末現在）

	事業協同組合	商工組合	協業組合	合計	内 訳
農林水産業	11	—	—	11	林業、造園業、林産燃料等
製造業	32	4	—	36	食料品33、材木・木製品3
卸売業	46	1	—	47	農畜水産物19、食料・飲料15、その他13
小売業	110	—	—	110	農畜水産物64、飲食店14、食料・飲料11、その他21
サービス業	4	—	1	5	貸植木鉢業、遊漁船業等
その他	197	—	—	197	異業種組合等（情報、国際交流、経営）
合計	400	5	1	406	

資料：関東農政局調べ

注：「事業協同組合」とは中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るために設立される組合であり、「商工組合」は業界全体の発展を図ることを目的とするもの、「協業組合」は参加する中小企業の事業を統合することを目的として設立される組合である。

③ 卸売市場の概要

卸売市場数の取扱高は全国の4割を占める。

我が国総人口の38%が集中する管内は、首都圏を中心とした食料品の消費地であることから、多種多様な食料品流通システムが形成されている。生鮮食料品等の流通拠点を担う卸売市場についてみると、中央卸売市場が22市場（全国市場数の27%、平成19年4月1日現在）、地方卸売市場が303市場（同24%、18年4月1日現在）、政令規模未満の卸売市場が82市場（同13%、18年4月1日現在）ある（表I-4-11）。

17年度における管内卸売市場の全国に占める取扱金額の割合は、中央及び地方卸売市場とも4割を占め、その価格形成において重要な役割を果たしている。特に中央卸売市場の食肉及び花きについては、57%、66%と、ともに過半数を占めている（表I-4-12）。

表I-4-11 卸売市場の種類と設置数

区分	中央卸売市場	地方卸売市場								政令規模未満の卸売市場						合計	
		総合市場		青果市場	水産物		食肉市場	花き市場	小計	総合市場	青果市場	水産物		食肉市場	花き市場		小計
		青果水産	その他		消費地市場	産地市場						消費地市場	産地市場				
管内	22	25	16	146	17	54	6	39	303	0	30	5	29	0	18	82	407
全国	81	107	53	455	160	334	23	127	1,259	10	156	65	350	4	51	636	1,976

資料：農林水産省「地方卸売市場実態調査」

注：1) 管内の市場数については、中央卸売市場数は19年4月1日現在、

地方卸売市場数及び政令規模未満の卸売市場数は18年4月1日現在

2) 政令規模未満の卸売市場は、卸売市場法施行令第2条各号に掲げる卸売場面積（青果物：330㎡、水産物200㎡、肉類：150㎡、花き：200㎡）未満の市場である。

表I-4-12 卸売市場の取扱実績（平成17年度）

（単位：億円、%）

		青果	水産物	食肉	花き	合計
中央	管内	7,604	8,237	1,420	1,012	18,273
	全国	20,299	22,035	2,490	1,537	46,361
	比率	37.5	37.4	57.0	65.8	39.4
地方	管内	6,028	2,755	556	824	10,163
	全国	13,671	8,410	1,288	2,967	26,336
	比率	44.1	32.8	43.2	27.8	38.6
その他	管内	41	26	0	38	105
	全国	254	133	54	149	581
	比率	16.1	19.5	0	25.5	18.1
合計	管内	13,673	11,018	1,976	1,874	28,541
	全国	34,224	30,578	3,832	4,653	73,278
	比率	40.0	36.0	51.6	40.3	38.9

資料：農林水産省「卸売市場データ集」及び「地方卸売市場実態調査」

注：1) 中央は中央卸売市場、地方は地方卸売市場、その他は政令規模未満の卸売市場である。

2) 水産物については産地市場を除く。

（2）食品産業・卸売市場流通の課題と行政の取組

① 食品産業の振興

ア 食品製造業におけるHACCPシステム、ISO9001等の導入

食品の安全を確保するためには、最終製品検査に頼るよりはむしろ、製造過程における危害要因の混入を未然に防ぐ手法を確立することが効果的かつ効率的である。また、食品の品質保証・向上や環境への負荷軽減を図るためには、食品企業がこれらを実践するマネジメントシステムを構築し、その運用・改善状況について第三者機関が認証することが有効な手段の1つとなる。そこで、前者についてHACCP（注1）システムが、後者についてISO9001（注2）等の規格・認証制度が設けられている。

HACCPシステムについては、食品企業の自主的な導入を促進するため、「総合衛生管理

第2部 関東食料・農業・農村の動向

製造過程承認制度」(食品衛生法第13条)が7年に設けられた。同制度は、食品の製造または加工においてHACCPの衛生管理手法を行っている施設ごとに、同手法の実施を承認するもので、対象品目として同法施行令において、乳、乳製品、食肉製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品(缶詰・レトルト食品)、魚肉練り製品及び清涼飲料水が定められている。

また、HACCPシステムの導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」(HACCP手法支援法)(10年制定。15年の法律改正により5年間延長)では、製造施設の整備等に対して金融や税制上の優遇措置を講じており、同法に基づく高度化計画の認定を受けている事業所数(金融・税制上の優遇措置の対象事業所)は、20年3月末現在、管内では19業種107事業所(全国21業種266事業所)となっている。

ISO9001やISO14001にかかる認証については、食品の品質保証・向上や環境への負荷軽減を図るために同認証を取得する企業が増加しており、全国における20年4月1日現在の取得件数は、ISO9001が1,597件(前年比106%)、ISO14001が693件(前年比105%)となっている(注3)。

(注1)「HACCP」

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品安全上重要な危害要因(有害な微生物や化学物質等)を同定・評価し、制御するシステム。HA(危害分析)とは、食品安全上重要な危害要因・条件についての情報を収集・評価する過程を指し、CCP(重要管理点)とは、危害要因を除去または許容レベルまで低減するのに管理可能かつ不可欠なポイントを指す。このシステムの実施・改善にあたっては、第三者機関による認証が定期的に行われている。

HACCPは、米国航空宇宙局(NASA)における宇宙食の製造に当たって食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法として開発され、食品の安全性を確保する上で最も効果的かつ効率的な手法であるとして高く評価され、欧米諸国においては、早くから食品業界に導入されている。

(注2)「ISO9001」

ISOは国際標準化機構(International Organization for Standardization)の略称で、同機構では、企業等の組織にかかる各種マネジメントシステムの規格を、名称に番号を付けて制定している。各規格の実施・改善にあたっては、第三者機関による認証が定期的に行われている。

このうち、「ISO9001」は、企業等の組織が顧客や社会などが求める品質を備えた製品やサービスを常に届けるための仕組み、品質マネジメントシステムの要求事項を規定したものである。また、「ISO14001」は、企業活動、製品及びサービスにおける環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を継続的に実施するシステムを構築するための要求事項を規定したものである。

(注3) ISO9001及びISO14001の取得件数は、(財)日本適合性認定協会調べによる。

イ 流通・小売業の効率化

食品は、生活を営むうえで最も基礎的な物品であり、食品の流通部門は、全国各地の農林漁業者や食品製造業者等が生産・製造している食品のほか、世界各国からの輸入品も含め、多種多様な食品を安定的かつ効率的に消費者に供給するという極めて重要な役割を果たしている。

我が国は、総人口が16年の約1億2,800万人をピークに減少局面に入る少子・高齢、人口減少社会を迎え、世帯員数の減少と高齢者世帯の増加、女性のさらなる社会進出等、今後とも社会構造が大きく変化していくことが予想される。また、集団食中毒、BSEの発

生、食品から基準値を超える残留農薬の検出等、食の安全をめぐる問題の発生を受け、国民の食の安全に対する関心は高い状態にある。こうした状況を背景に、食品の流通部門においては、世帯構造の変化に伴う販売単位の小口化、中食や簡便に調理できる食品を提供する総菜宅配等への活発な事業参入、食の安全やこだわりといった消費者意識を反映して、有機食品等の品揃えに配慮したインターネット販売や店舗展開等がなされるなど、様々な業態変化が見られる。

他方、我が国経済のグローバル化が進展するなかで、我が国の食料自給率を高め27年度に供給熱量ベースの食料自給率を45%とする目標を確実に達成していくためには、国内産農林水産物の競争力を強化することが重要であり、流通段階を含む食料供給コストの縮減を図ることが喫緊の課題となっている。

このように社会構造の変化に対応して食品の流通部門の業態変化がみられるなかで、消費者の食に対する安全・安心への関心の高まりも踏まえ、鮮度保持機能の向上を目指した流通機能の高度化を進めるとともに、POSシステムの導入など情報ネットワークの活用等による流通の効率化を図りコスト低減に努める必要がある。

このような状況を踏まえ、関東農政局では、食品にかかる流通構造の合理化と流通機能の高度化を図ることを目的とした「食品流通構造改善促進法」に基づき、食品販売業者等が策定した保管・販売施設等の整備に関する食品構造改善計画の認定を行っている。認定された食品販売業者は、計画に基づく施設等の整備を行う際に、同計画の認定を要件として農林漁業金融公庫（現日本政策金融公庫）からの低利の融資、(財)食品流通構造改善促進機構を通じたリース方式による機材の導入支援を受けることができる。

19年度の事業認定は9件（計画の変更認定を含む。）であった。具体的には、食品販売事業者が、牛肉生産加工事業者と長期安定的な契約提携を行う構造改善計画の認定を受けて、地球温暖化防止の点からオゾン層破壊係数ゼロの冷媒を使用する鮮度保持施設を導入するなどの事業計画が認定されている。

ウ 食品産業の活性化

関東農政局では、所管する事業協同組合等の組織の拡充と活性化を図るため、会員企業の経済的・社会的地位の向上を目的に、2年5月に「関東農政局所管事業協同組合等連絡協議会」を設けた。19年度は、①「新しい中小企業組合制度の概要」、「食の安全・安心(信頼)のための横断的衛生管理」と題した特別講演会の実施、②長野県下（食品工場等）と茨城県下（花き研究所等）への現地調査の実施、③機関誌「気流」の発刊による情報提供等を通じ、会員組合の組織の強化と事業活動の活性化を支援した。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

② 食品産業における環境対策の推進

我が国の廃棄物の発生状況についてみると、一般廃棄物（生活系・事業系ごみ）は約5,200万トン（18年度）、産業廃棄物は約4億2,200万トン（17年度）で、過去10年間で前者は5千万トン台、後者は4億トン前後の高水準で推移している（いずれも環境省調べ）。

廃棄物は処理過程で環境負荷が生じる。そこで、限られた天然資源の消費を抑制し環境負荷をできる限り低減していくために、経済活動において製品等が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物は循環資源として活用する循環型社会を形成していくことが課題となっている。食品産業においても、食品製造と流通過程で大量に発生している食品や容器包装等の廃棄物処理への対応が課題となっている。

廃棄物問題の対応策としては、廃棄物リサイクルの基本法である、循環型社会形成推進基本法が、食品廃棄物にかかわる法律として「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が13年1月と5月にそれぞれ施行され、容器包装廃棄物にかかわる法律として「容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が12年4月から完全施行されている。

このような状況のもと、食品産業においては、食品廃棄物及び容器包装廃棄物の減量化、再資源化等の環境に配慮した一層の取組が求められている。「21世紀新農政2007」（19年4月食料・農業・農村政策推進本部決定）では、地球温暖化対策等の資源・環境対策として、食品リサイクルの推進及びバイオマスの利活用の加速化を行うこととしている。

ア 食品廃棄物及び容器包装廃棄物のリサイクル

循環型社会の形成に向けて、食品廃棄物と容器包装廃棄物のリサイクルを推進

（ア）食品廃棄物のリサイクルの現状

食品廃棄物等は、食品の製造・流通段階における加工残さや売れ残り、外食産業における食べ残し等として食品関連事業者から年間約1,100万トン発生している（注1）。また、家庭における食べ残し等によって大量に発生しており、家庭から1年間に排出される家庭ごみ約3,350万トンのうちの3分の1が食品（注2）となっている。

食品廃棄物は、肥料や飼料等に再生利用することが可能であるにもかかわらず大量に廃棄される一方で、最終処分場の残余容量のひっ迫等、廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している。このため、消費者、事業者、国及び地方公共団体等食品廃棄物にかかわる関係者が一体となって、食品廃棄物等の①発生の抑制、②再生利用、及び③減量化（①②ができない場合に脱水・乾燥・発酵・炭化により減量し廃棄処分を容易化）に努めていく必要がある。農業においても、飼料コストの低減や飼料自給率向上、地力増進を図るうえで、食品廃棄物等を飼料やたい肥に利用する取組を推進することが重要となっている。

（注1）農林水産省統計部「平成19年食品循環資源の再生利用等実態調査の結果の概要」

（注2）環境省調べ

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）は、食品にかかる廃棄物の排出の抑制等を目的として12年6月に制定（13年5月施行）された。その後、食品産業全体の再生利用等は着実に向上しているものの、食品小売業や外食産業では多種多様な食品廃棄物等が少量かつ分散して発生することなどから、依然として十分に再生利用等がなされていないことが明らかとなったため、19年に同法が一部改正（19年12月施行）され、単年度における食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者に食品廃棄物等の発生量と食品循環資源の再生利用等の状況について定期報告が義務付けられ指導監督が強化された。また、再生利用事業計画（食品廃棄物由来の肥飼料により生産された農畜水産物を食品関連事業者が引き取る計画）について主務大臣の認定を受けた場合、同計画に基づく食品循環資源の収集運搬については、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を不要とし、市町村を越えた収集運搬を可能にしたほか、再生利用等の中に「熱回収」を追加した。

（イ）容器包装廃棄物のリサイクルの現状

「容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）は、容器包装廃棄物の排出の抑制、分別収集等の措置を講じることなどにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることなどを目的として、7年に制定され、12年4月から完全施行された。同法では、事業者¹に再商品化を義務付けている。その後、国、地方自治体、事業者、消費者等のすべての関係者の協働のもと、容器包装廃棄物の3R〔発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）〕の効果的な推進等²を図るため、18年6月に同法が一部改正された。同改正では、①排出抑制のために、小売業に用いる容器包装の使用量が50トン以上の業者について、容器包装の使用量等の定期報告の義務化、②分別基準適合物の質的向上を促進するために、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、③再商品化義務を履行しない事業者（いわゆる「ただ乗り事業者」）への罰則強化等が盛り込まれた。

（注）環境省「平成18年度容器包装廃棄物使用・排出実態調査」

（ウ）関東農政局での取組

関東農政局では、食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法の公平かつ適正な運用を確保するため、各都県食品産業協議会等が主催する食品関連事業者等を対象とした環境セミナー等において、制度の普及・啓発に努めている。また、「食品循環資源再生利用等促進事業」及び「容器包装廃棄物リサイクルシステム点検指導事業」による巡回点検を実施し、事業者等への啓発に努めるとともに取組が不十分である事業者等に対して指導等を行った。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

イ 関東農林関連企業環境対策協議会

環境行政の情報発信基地として活動

関東農政局では、管内の食品製造事業者を中心とした農林水産関連企業が環境保全と公害防止等に関する調査研究・情報交換等を行うことができる場を設けることにより、農林水産関連企業の健全な発展と環境保全への対策を一層推進させることを目的として「関東農林水産関連企業環境対策協議会」を設立（昭和48年）した。

19年度は、会員企業等を対象に、環境対策、廃棄物処理とリサイクル等に関するセミナー、現地研修会等の開催や機関誌「協議会だより」の発行等を通じて、食品リサイクル法と容器包装リサイクル法の普及・啓発に努めるとともに、環境施策等の行政情報を発信して環境対策へ迅速な対応を図った。

③ 卸売市場流通の課題と取組方向

ア 卸売市場の整備

中央卸売市場の再編整備を推進するとともに、市場の流通機能の強化を図る。

卸売市場法は、卸売市場の計画的整備を促進し、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産・流通の円滑化を図ることを目的として昭和46年に制定され、同法において中央卸売市場は農林水産大臣の認可を受けた一定要件の地方公共団体等が、地方卸売市場は都道府県知事の許可を受けた者が開設することができることとなっている。

卸売市場の整備計画は、同法に基づき農林水産大臣がおおむね5年ごとに「食料・農業・農村政策審議会」へ諮問のうえ、「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」（以下、「国の基本方針・整備計画」という。）を公表している。また、都道府県は国の基本方針・整備計画に即し、「都県卸売市場整備計画」を定めることができる。

我が国では、多種類・多品種の農林水産物が各地で生産されており、これらを効率的、かつ確実に全国の消費者まで流通させるうえで、卸売市場流通は基幹的な役割を果たしており、今後もその重要性はかわらないものと考えられる。

しかしながら、今後、卸売市場にかかわる流通の多様化・広域化及び情報化が進展するなか、卸売市場の再編や機能高度化を進めて、生産・消費両サイドの期待に応えられる「安心・安全」、「効率的」な流通システムに転換を図ることが必要となっている。

そこで、「第8次卸売市場整備基本方針」（平成16年10月公表）及び「第8次中央卸売市場整備計画」（平成17年3月公表）において、新たに卸売市場の配置目標として、取扱量が一定規模未満等の指標に該当する中央卸売市場を地方卸売市場へ転換することなどを定めた「中央卸売市場再編基準」が設けられた。

管内では、同再編基準の指標に該当した川崎市中央卸売市場南部市場及び藤沢市中央卸売市場が19年4月に地方卸売市場へ転換された。前者では、市場関係者の合意のもと、取扱部類の青果・花きに関して市場内施設の効率的な再配置と品質管理高度化施設の整備を行い、鮮度と品揃えのよい供給システムを充実させるよう取り組んでいる。後者では、卸

売業者による施設整備や仲卸業者の直荷引き（注1）の促進により、地場野菜の集荷力を強化する取組が行われるなど、新たな市場づくりが進められている。

また、施設整備として、「第8次中央卸売市場整備計画」に基づき、19年度の国の「強い農業づくり交付金（卸売市場施設整備対策）」を活用して3市場で整備事業を行った。整備内容として、宇都宮市中央卸売市場では、卸売業者の電子商取引システム等を総合的に構築する場内LANの整備を行った。この整備により、市場内関係者における諸経費の節減や生鮮食料品等にかかる情報の受発信機能の強化が図られているところである。東京都中央卸売市場と横浜市中心卸売市場の両食肉市場では、牛海面状脳症(BSE)防止に関するピッシング（注2）中止対策のために、大動物解体関連施設の増改築を実施した。

（注1）仲卸業者の直荷引き

中央卸売市場の仲卸業者が、開設者の許可を得て、同市場の取扱品目を当該卸売業者以外から買入れて販売すること。

（注2）ピッシング

と殺の際、と殺銃で牛の額を撃ち失神させた後、頭部からワイヤ状の器具を挿入して脳及び脊髄^{せきずい}の神経組織を破壊する方法。その際、破壊された脳、脊髄組織が血液循環を介して枝肉等を汚染する可能性が指摘されており、厚生労働省は、BSE対策上、早期のピッシング中止を指導している。

イ 卸売市場流通の課題

地域の集出荷状況に適したハード・ソフト両面の流通機能を強化

卸売市場は、食品の安定的な供給や公正な価格形成等の機能を有し、鮮度を重視する我が国の食文化や生活様式に適合しつつ、生鮮食料品等の基幹的な流通システムを形成している。しかし、近年は輸入農産物の増加、産地と需要者との直接取引等流通経路の大型化や多元化等により、市場経由率が低下し続け、卸売業者・仲卸業者の取扱いの減少や経営悪化等が顕在化している。

他方、卸売市場は、流通の広域化、情報技術の進展の成果を踏まえ、流通の効率化を図り、消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりにこたえる流通を担っていくことが求められている。

そこで、こうした状況に対し、中央・地方卸売市場では、コールドチェーン（流通過程で低温を保つ物流方式）を確立し、品質管理の徹底を推進するなど、それぞれの地域の集出荷状況に適したハード・ソフト両面の流通機能の強化を図り、消費者の食の品質、安全・安心などへの幅広い期待にこたえる取組が行われている。

ハード面では、国の基本方針・整備計画に沿って計画的に中央卸売市場の低（定）温施設の整備が進められており、農林水産省は全国における21年度の整備率目標を11.1%に引き上げることとしている。管内の中央卸売市場においても着実な整備が行われ、卸売場において温度管理が可能な部分の整備率は、18年度で13.8%と14年度の約2倍となっており、部類別では食肉、水産が高い状況にある（表I-4-13）。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

表 I-4-13 管内中央卸売市場における卸売場の温度管理可能な部分の整備率の推移

(単位：%)

年度	青果	水産	花き	食肉	全体	(参考) 全国
14	7.1	10.5	0	0	7.5	—
16	10.9	15.0	2.5	30.6	11.6	9.1
18	13.0	17.2	2.7	55.2	13.8	—

資料：農林水産省総合食料局流通課調べ

注：管内の対象の中央卸売市場数は、青果20市場、水産13市場、花き8市場、食肉3市場である（全国86市場）。

「卸売場の温度管理可能な部分の整備率」は、開設者以外の所有を含め、卸売場内の温度管理可能な部分の延べ面積を延べ卸売場面積で除して算出した。

一方、ソフト面における取組事例としては、消費者の食の安全・安心への要請や生産者からのGAP手法（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理手法）の導入にこたえるため、埼玉県内にある全地方卸売市場が、県の支援を受けて、一般的な品質管理プログラム（注）やHACCPシステムの考え方を取り入れた品質管理の習得に取り組んだ。